

浦安市規則第39号

浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則

(目的)

第1条 この規則は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障のある、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、日常生活費助成等を行うことにより、犯罪被害者等が受けた犯罪被害に係る経済的負担の軽減及び犯罪被害からの早期の回復並びに犯罪被害者等の生活再建の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第177条及び第179条第2項に規定する罪（これらの罪の未遂罪を含む。）、同法第181条に規定する罪並びに同法第241条第1項に規定する罪をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪による生命又は身体に対する被害及び性犯罪による被害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (5) 日常生活費助成等 第3条の規定による家事支援費用、第4条の規定による一時保育費用、第5条の規定による配食サービス費用、第6条の規定による転居等費用及び第7条の規定による裁判手続等に係る交通費の助成並びに第8条の規定による家事保育等支援金の支給をいう。
- (6) 市民等 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市長が特別な事情があると認めたと者をいう。

(7) 犯罪被害者等支援金 浦安市犯罪被害者等支援金支給規則（令和7年規則第 号。以下「支援金支給規則」という。）第2条第6号に規定する犯罪被害者等支援金をいう。

（家事支援費用の助成）

第3条 市長は、犯罪被害により、日常生活を営むことについて支障が生じていると認められる市民等が、民間事業者による家事支援（調理、洗濯、掃除その他日常生活の家事であって市長が認めるものの支援をいう。以下同じ。）を利用する場合には、その費用を助成するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護その他家事支援に関する他の制度を利用したときは、これらに係る費用については助成しない。

2 前項の助成額は、実際に家事支援に要した費用に相当する額とし、家事支援の利用1時間当たり4,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき100時間まで利用することができる。

3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 家事支援の助成の申請時に市民等であること。

(2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は支援金支給規則第3条第1項第2号に規定する第1順位遺族（以下「第1順位遺族」という。）が受けていること。

（一時保育費用の助成）

第4条 市長は、犯罪被害により、監護する子（満12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者に限る。）の家庭での保育が困難となつたと認められる市民等が、その監護する子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業、同条第13項の病児保育事業又は同条第14項の子育て援助活動支援事業（以下「一時保育」という。）を利用する場合には、その費用を助成するものとする。

2 前項の助成額は、実際に一時保育に要した費用に相当する額とし、子ども1人につき1日当たり2,500円を上限額とする。なお、一の犯罪被害につき子ども1人当たり25日まで利用することができる。

3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 一時保育の助成の申請時に市民等であること。

(2) 現に、小学校就学前の子及び小学生を監護していること。

(3) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(配食サービス費用の助成)

第5条 市長は、犯罪被害により、外出が困難となり食事を用意することができないと認められる市民等が、民間事業者による配食サービス(食事を居宅に配達するサービスをいう。以下同じ。)を利用する場合には、その費用を助成するものとする。

2 前項の助成額は、実際に配食サービスに要した費用に相当する額とし、1食当たり1,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき1人当たり25回まで利用することができる。

3 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 配食サービスの費用の助成の申請時に市民等であること。

(2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(転居等費用の助成)

第6条 市長は、犯罪被害及び放火(刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項の罪をいう。以下同じ。)による被害(以下「放火被害」という。)により、従前の住居に居住することが困難となったと認められる市民等が、新たな住居に転居するとき、又は従前の住居を復旧するときは、その費用を助成するものとする。

2 前項の放火被害による助成の場合については、放火被害を受けた際に、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認することができることを要件とする。

3 第1項の助成の対象となる費用（以下「転居等費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用
- (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の新たな住居に入居する際に要する費用
- (3) 従前の住居を復旧するための修繕費及び清掃費用
- (4) その他市長が転居又は住居の復旧のために必要と認める費用

3 第1項の助成額は、実際に要した転居等費用に相当する額とし、200,000円を上限とする。なお、一の犯罪被害につき1回まで利用することができる。

4 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者（放火被害を受けた者を含む。以下この項及び第10条において同じ。）並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 犯罪被害又は放火被害を受けた時に市民等であること。
- (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。ただし、放火被害を受けた場合にあっては、この限りでない。

（裁判手続等に係る交通費の助成）

第7条 市長は、犯罪被害により、市民等が当該犯罪被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日（以下「公判期日等」という。）に出席し、若しくは傍聴した場合又は捜査機関からの聴取等の呼出しに応じた場合には、その交通費を助成するものとする。

2 前項の助成の対象となる交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

3 第1項の助成額は、浦安市職員等の旅費に関する条例（昭和54年条例第8号）の規定による職員の旅費の算出方法に準じて算出した額とし、一の犯罪被害につき1人当たり50,000円を上限額とする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項の規定による被害者参加制度により旅

費の支給を受けている場合その他の制度により同種の支給を受けている場合には、当該支給を受けた額を控除するものとする。

4 第1項の助成の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交通費の助成の申請時に市民等であること。
- (2) 当該助成に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(家事保育等支援金)

第8条 市長は、第3条から第5条までの規定による助成対象者に該当するが、犯罪被害の状況又は家族の状況等により、これらの助成を受けることが困難な市民等に対し、家事保育等支援金を支給することができる。ただし、第3条から第5条までに規定する助成を受けた場合にあっては、家事保育等支援金を支給しない。

2 前項の家事保育等支援金の額は、一の犯罪被害につき1人当たり50,000円とする。

3 第1項の支給の対象者は、犯罪被害者並びに犯罪被害者の配偶者及び犯罪被害者と生計を一にしていた2親等以内の親族であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家事保育等支援金の支給の申請時に市民等であること。
- (2) 当該支給に係る犯罪被害について、犯罪被害者等支援金の支給を犯罪被害者又は第1順位遺族が受けていること。

(日常生活費助成等の制限)

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、日常生活費助成等をしないことができる。

- (1) 当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の日常生活費助成等を受けているとき。
- (2) 当該犯罪被害の原因となる犯罪が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に、夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに關す

る要綱（令和3年告示第19号）第2条第1号に規定するパートナーシップを含む。以下「事実婚」という。）の場合を含む。）又は3親等以内の親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、日常生活費助成等をするのが社会通念上適切でないとき。

（日常生活費助成等の申請）

第10条 日常生活費助成等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 当該申請時において、申請者が、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であることを証する書類

- (2) 申請者と犯罪被害者が事実婚にあるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (3) 申請者と犯罪被害者が生計を一にしていたことを認めるに足りる書類（申請者が、犯罪被害者又は犯罪被害者の配偶者（事実婚の場合を含む。次号において同じ。）の場合を除く。）
- (4) 申請者と犯罪被害者が2親等以内の親族であることを証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書（申請者が、犯罪被害者又は犯罪被害者の配偶者の場合を除く。）
- (5) 次の表の左欄に掲げる助成の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類

助成の区分	添付書類
家事支援費用の助成	家事支援の利用日時及び家事支援費用の支払った額が分かる書類
一時保育費用の助成	(1) 現に、小学校就学前の子及び小学生を監護していることを証する書類 (2) 一時保育の利用日及び負担した費用の額が分かる書類
配食サービス費用の助成	配食サービスの利用日及び配食サービス費用の支払った額が分かる書類
転居等費用の助成	(1) 災証明書（放火被害の場合に限る。） (2) 転居等費用の支払った額が分かる書類
裁判手続等に係る交通費の助成	公判期日等に出席し、若しくは傍聴したこと又は捜査機関からの聴取等の呼出しに応じたことを証する書類

- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類に係る事実について市が保有する情報により確認することができる場合であって、市長がその事実を確認することについて申請者が同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。

3 第1項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 裁判手続等に係る交通費の助成の申請以外の申請の場合 支援金支給規則第7条第2項に規定する知った日（放火被害による転居等費用の助成の申請にあっては、当該放火被害が発生した日）から起算して2年

(2) 裁判手続等に係る交通費の助成の申請の場合 裁判手続等に係る交通費を支払った日から起算して1年
（日常生活費助成等の決定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、日常生活費助成等の可否について、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定・却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際に、その申請の内容を確認するに当たり必要な場合には、関係者又は関係機関に対し照会を行うことができる。
（日常生活費助成等の取消し）

第12条 市長は、前条第1項の規定により日常生活費助成等の決定を受けた者（以下「日常生活費助成等決定者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、当該日常生活費助成等の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により日常生活費助成等を受けたとき。

(2) 第9条各号に掲げる要件に該当したとき。

2 市長は、前項の規定により日常生活費助成等の決定を取り消したときは、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定取消通知書（別記第3号様式）により、日常生活費助成等決定者に通知するものとする。

（日常生活費助成金等の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により日常生活費助成等の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金及び支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成

等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

別 記

第 1 号様式 (第10条第 1 項)

浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

被害者との続柄

浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等を受けたいので、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則第10条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請事項

犯罪被害者	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
被害が発生した日		
被害を知った日		
支給を受けた犯罪被害者等支援金		遺族支援金 重傷病支援金 性犯罪被害者支援金 (支給決定通知書の文書番号 第 号)

希 望 す る 日 常 生 活 費 助 成 等	家事支援費用	1 助成を必要とする理由
		2 申請金額 円
		3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
		4 利用時間数 時間（累計 時間）
	一時保育費用	1 助成を必要とする理由
		2 申請金額 円
		3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
		4 利用日数 日（累計 日）
	配食サービス 費用	1 助成を必要とする理由
		2 申請金額 円
		3 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
		4 利用回数 回（累計 回）
	転居等費用	1 助成を必要とする理由
		2 申請金額 円
	裁判手続等に 係る交通費	1 助成を必要とする理由
		2 申請金額 円
	家事保育等支 援金	1 支援を必要とする理由
		2 申請金額 円

備考

- 1 所定の書類を添付してください。
- 2 希望する日常生活費助成等について、所定の内訳書（別紙）を作成して提出してください。

2 情報確認の同意

浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則第10条第1項各号に掲げる書類に係る事実について、市が保有する情報により確認することへの同意の有無

同意します

同意しません

(別紙 1)

家事支援費用サービス利用内訳書

内訳一覧

	利用日	利用時間数	時間単価	支払額	サービス提供事業者名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					

家事支援の「利用日時」と「家事支援費用の支払った額」が分かる書類を添付してください。

時間単価の欄については、時間単価が4,000円を超えるときは、4,000円と記入してください。

(別紙2)

一時保育費用サービス利用内訳書

1 一時保育の利用に係る子ども

氏名	生年月日

当該子どもの身分証明書(個人番号カード等)の写しを提出(身分証明書の提示でも可)してください。

2 内訳一覧

	利用日	支払額	利用した一時保育	預け場所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計				

一時保育の「利用日」と「一時保育の負担費用の額」が分かる書類を添付してください。

支払額の欄については、支払額が2,500円を超えるときは、2,500円と記入してください。

(別紙3)

配食サービス費用サービス利用内訳書

1 配食サービスを利用した者

	氏名	被害者との続柄
利用者1		
利用者2		
利用者3		

2 内訳一覧

	利用日	利用者1		利用者2		利用者3		提供事業者名
		料理名	支払額	料理名	支払額	料理名	支払額	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

配食サービスの「利用日」と「配食サービス費用の支払った額」が分かる書類を添付してください。

支払額の欄については、支払額が1,000円を超えるときは、1,000円と記入してください。

(別紙 4)

転居等費用サービス利用内訳書

1 被害を受けた住居

住所

2 転居等費用の助成の区分

新たな住居に転居

従前の住居の復旧

住所

3 助成に係る住居の世帯主

氏 名		被害者との続柄	
-----	--	---------	--

4 内訳一覧

	転居等費用	転居等費用の額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
		合計額

「り災証明書」(放火被害の場合に限る。)と「転居等費用の支払った額」が分かる書類を添付してください。

(別紙 5)

裁判手続等に係る交通費内訳書

1 裁判手続等に係る交通費の助成を受ける者

氏 名		被害者との続柄	
住 所			
最寄り駅			

2 内訳一覧

	利用日	裁判所等	裁判所等の最寄り駅
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

「公判期日等に出席し、若しくは傍聴したこと」又は「捜査機関からの聴取等の呼出しに応じたこと」を証する書類を添付してください。

第2号様式（第11条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等について、浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等規則第11条第1項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 決定事項 決定 却下
- 2 助成等決定額 円
- 3 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第12条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって助成等決定のあった
年度浦安市犯罪被害者等日常生活費助成等について、浦安市犯罪被害
者等日常生活費助成等規則第12条第1項の規定により助成等決定を取り消し
たので、通知します。

（理由）

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

だし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。